

令和 6 年度
名取市立増田中学校父母教師会
総 会

令和 6 年 4 月 1 9 日 (金) 1 4 : 2 0
名取市立増田中学校 体育館

次 第

- 1 開会宣言 (副会長) 進行：庶務
- 2 開会のあいさつ (会 長)
- 3 校長あいさつ (校 長)
- 4 新入会員紹介 (監 事)
- 5 表彰状の披露・贈呈 (会 長)
- 6 議長選出
- 7 記録並びに署名員の委嘱
- 8 協 議 (議 長)
 - (1) 第 1 号議案 令和 5 年度活動報告並びに会計決算報告・生徒活動奨励会計報告
監査報告
 - (2) 第 2 号議案 令和 6 年度活動方針案並びに活動計画案
 - (3) 第 3 号議案 令和 6 年度父母教師会会計並びに生徒活動奨励会計の予算案
 - (4) 第 4 号議案 令和 6 年度役員案
 - (5) その他
 - ・会則の改正について
- 9 連 絡
 - ・令和 6 年度諸会費の納入について
- 10 新旧役員のあいさつ (新旧本部役員)
- 11 教職員紹介 (教 頭)
- 12 閉会宣言 (副会長)



この総会資料の印刷配布はいたしません。当日、学校HPより pdf データでご覧ください。

令和6年度 名取市立増田中学校 グランドデザイン

学校教育目標

一人ひとりが光り輝く学校

○2020年代を通じて実現を目指す学校教育「令和の日本型学校教育」
○全ての子どもたちの可能性を引き出す
「個別最適な学び」と
「協働的な学び」
OICTの活用

経営構想 地域に誇れる学校、地域が誇れる学校を目指す キーワード〈自分から〉

めざす学校像

- ・地域に誇れる学校、地域が誇れる学校
- ・生徒も教師も、自分から活動する学校
- ・秩序があり、安全・安心な学校

めざす生徒像

- ・自分で考え、表現し、ともに高め合う生徒
- ・自らの意志と責任で判断し、行動する生徒
- ・他者を理解し、自己の役割を自覚し、おもいやりをもって接する生徒

めざす教師像

- ・資質能力向上のために学び続ける教師
- ・生徒・保護者・同僚に誠意を持って接する教師
- ・変化に柔軟に対応し、よりよい学校づくりに励む教師

- 学習指導要領の趣旨
- 何ができるようになるか
- 何を学ぶか
- どのように学ぶか

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革
- 生徒の発達への支援

特別活動推進部

- 認め合い、高め合い、共感し合う学年・学級活動を育てる特別活動の推進
- ・だれもが安心して過ごせる居心地のよい学年・学級
- ・自主性と連帯感を培う生徒会活動
- ・感動を生み出す学校行事
- ★学校行事を通して、自分を成長させようとしている90%
- ★学級での役割を自覚し、グループや集団の向上に努めている90%
- ★生徒会、専門委員会、行事等の活動に自分から進んで取り組んでいる80%

学習推進部

- 「わかる、できる」を実感する授業
- 校内研究「自律した学習者の育成」
- ～個別最適な学びと学力をつなぐ挑戦～
- ・「わかる、できる」実感を生み出す授業づくり
- ・個別最適な学びを目指した授業づくり
- ・学びを深める協働的な授業づくり
- ★学習内容がわかる（できる）85%
- ★わくわく取り組む校内研究90%

生活安全推進部

- 善悪の判断できる自立した生徒を育てる
- ・礼儀・規範意識を高める指導と命を大切にすることの徹底（特に挨拶）
- ・自己決定の機会と自己存在感の獲得を大切にしたい教育活動の推進
- ・不登校および不登校傾向を持つ生徒への組織的な関わり
- ・組織的な生徒指導の推進（綿密な情報交換とスピード感のある報告・連絡・相談）
- ・いじめアンケートの実施
- ★自分で決めて行動できる90%
- ★挨拶をする90%

健康推進部

- 進んで心と体を大切にすることの生徒の育成
- ・適切な睡眠・食事・運動・休息の指導
- ・食育によりや講話による健康な体づくり
- ・残食減らす工夫（栄養バランスを考えた喫食と配膳の工夫）
- ★体調が悪い状態で登校する生徒数の減少
- ★残食率 前年比1割減

管理事務部

- 公正かつ効果的な予算配分・執行
- ・執行計画について全教職員で共有
- ・校数の目によるチェックで確実な会計管理
- ・執行状況の報告による会計の透明性の確保
- ・様々な変化に対応できるよう柔軟な予算の見直し

教務部

- 人材・時間・情報の確保と調整
- ・教職員全員による参加・協働の推進
- ・教職員間における相互理解、情報共有を促す学年部会、推進部会の充実
- ・校務支援システムの最大限の活用、計画的有給休暇取得
- ★職員は共通理解と協働体制の下、職務にあたって85%

教育相談推進部

- 生徒が安心して居場所づくり
- ・個に応じた教育相談の推進と諸機関との適切な連携
- ・保護者との連携を大切にしたい相談活動の推進
- ・学び支援教室（いおえるーむ）、通級指導教室（ぐりーんるーむ）の適切な運営
- ・様々な視点からのサポート体制の確立（サポートミーティング、ランチミーティング）
- ★先生方は気持ちを理解してくれる85%

環境推進部

- 各教育活動に安全・安心に取り組み環境づくり
- ・清掃活動の推進（清掃監督者の声かけ）
- ・掲示活動の推進
- ・緑化活動の推進
- ・安全点検活動の推進
- ★汚れはすぐにとり、きれいに清掃する90%
- ★安全点検での結果に即対応している90%
- ★最新の掲示物、季節の植物がある90%

楽しく働ける学校

- 教職員のかさを伸ばす職場環境
- 組織対応の徹底
- 学び続け、支え合う教職員集団
- ワークライフバランスを認識した勤務
- ★自分の力を学校運営に発揮している90%

R6年度増中のめざす姿

めざす学校像

- 地域に誇れる学校、地域が誇れる学校
- 生徒も教師も、自分から活動する学校
- 秩序があり、安全・安心な学校

めざす生徒像

- 自分から考え、表現し、ともに高め合う生徒
- 自らの意志と責任で判断し、行動する生徒
- 他者を理解し、自己の役割を自覚し、おもいやりをもって接する生徒

めざす教師像

- 資質能力向上のために学び続ける教師
- 生徒・保護者・同僚に誠意を持って接する教師
- 変化に柔軟に対応し、よりよい学校づくりに励む教師

学校教育目標

一人ひとりが光り輝く学校

増中ってどんな学校？

R6年度のキーワード

「わかる、できる」を
実感できる授業
個別最適な学びの追求

認め合い、高め合い、
共感し合う集団

善悪の判断
自立・礼儀

増中生らしさ

自ら考え・判断・
実行する

生徒が安心できる
居場所づくり

安全・安心な環境

体調の自己管理
食育



地域に誇れる学校 地域が誇れる学校



令和5年度 表彰者名簿

◎県P連表彰

	表彰者	ふりがな	推薦理由
本部役員			会長

◎市P連表彰

	表彰者	ふりがな	推薦理由
本部役員			

◎単P表彰

地区	委員長	推薦者	ふりがな	推薦理由
田高東	齋藤 宏佳			
田高西	山縣美保子			
田高	土屋 絵美			
上余田	伊藤 恵美			
下余田	大内 節子			
村区	小山亜希子			
下増田1	塚野友香利			
下増田2	阿部美貴子	三浦 千秋	みうら ちあき	本部役員 監事
飯野坂	菅原 幸恵			
本町	児玉 佳恵			
北町	佐藤 史江	江刺家安里 佐藤 史江	えさしか あんり さとう ふみえ	地区健全育成会 会長 地区委員長

学年委員長	吉田ひろ子	よしだ ひろこ	3学年委員長

令和5年度 活動報告

(本部役員会・運営委員会・専門部会・学年委員会等活動計画)

月	日	曜	各種行事・委員会 本部役員会 新入生保護者役員決め(入学式後) 本部役員会(臨時:総会準備) PTA総会 専門部会:一斉	運営委員会	専門部会			学年委員会			関連行事等
					広報部	生活指導部	環境部	1学年	2学年	3学年	
4	11 11 21 26	火 火 金 水			部会(一斉)	部会(一斉)	部会(一斉)				10 始業式 11 入学式 21 授業参観・PTA総会 市PTA会長・事務長会
5	19	金	本部役員会1 18:00~ (今年度の活動について)	運営委員会1 19:00~							10~12 修学旅行(3年) 市PTA総会・懇親会 27~28 市中総体
6	30	金	本部役員会2 18:00~ (安全点検について)	運営委員会2 19:00~							14 市陸上大会 20 市水泳大会 23 1学期中間考査
7											4 市駅伝大会 12~14 授業参観・学年PTA・懇談会 21 夏休み(8/22まで) 22~25 県中総体 26~31 三者面談
8							親子除草作業				19 親子除草作業 23 実力テスト 31 増中祭
9											8, 11 1学期期末考査
10	5	木	中間監査 本部役員会3 18:30~ (来年度の活動について) 役員選考委員会①	運営委員会3 19:00~	いおえ発行1						24 市新人大会 4 県駅伝大会 5 立会演説会 6 1学期終業式 12 2学期始業式 18 合唱コンクール 13~21 三者面談 25 市P連セミナー 30 2学期中間考査
11						あいさつ運動					7~8 授業参観・懇談会 23 冬休み(1/8まで)
12	6	水	役員選考委員会② 18:30~								30 私立入試A 31 新入生保護者説明会
1	10	水	役員選考委員会③ 18:30~								1 私立入試B 8~9 3年 2学期期末考査 21~22 1・2年 2学期期末考査
2	8	木	本部役員会4 18:30~	運営委員会4 19:00~							5 公立第一次募集校査 7 3年生を送る会 9 卒業式 22 修了式 28 離任式
3	27	水	会計監査		いおえ発行2						

令和5年度 父母教師会会計決算書

総収入額 2,981,908 円
 総支出額 2,063,374 円
 差引残額 918,534 円

【収入の部】

(単位:円)

項 目	令和 5年度予算額	令和 5年度決算額	比 較(▲は減)	備 考
1 繰越金	428,963	428,963	0	前年度より繰越
2 会費	2,529,000	2,552,935	23,935	
3 雑収入	14	10	▲ 4	利息
合 計	2,957,977	2,981,908	23,931	

比較(▲は減) = 令和5年度決算額 - 令和5年度予算額

【支出の部】

(単位:円)

項 目	令和 5年度予算額	令和 5年度決算額	比 較(▲は減)	備 考
1 会議費	50,000	7,784	▲ 42,216	研修会参加費
2 需用費	40,000	5,783	▲ 34,217	事務用品費
事務費				
旅費・通信費	50,000	0	▲ 50,000	研修会旅費
小 計	90,000	5,783	▲ 84,217	
3 事業費				
増中祭実行委員会費	0	0	0	
文化部費	0	0	0	
広報部費	400,000	330,792	▲ 69,208	「五百枝」発行費
保健体育部費	0	0	0	
生活指導部費	10,000	0	▲ 10,000	
環境部費	55,000	46,406	▲ 8,594	奉仕作業諸経費
学年委員会費	150,000	150,000	0	各学年×50,000円
地区委員会費	190,800	171,900	▲ 18,900	¥10,000×11地区<(¥100×765人)
小 計	805,800	699,098	▲ 106,702	
4 負担金				
県・市P連負担金	152,000	199,270	47,270	県・市P連負担金、市P会費
P安全互助会	500,000	500,910	910	安全互助事業加入
小 計	652,000	700,180	48,180	
5 諸経費				
慶弔・表彰費	70,000	68,285	▲ 1,715	表彰状代、香典代
記念品費	260,000	238,425	▲ 21,575	卒業記念品
学校活動費	250,000	266,072	16,072	保健衛生費、カーテン代
生徒奨励費	0	0	0	生徒活動奨励会計補助
小 計	580,000	572,782	▲ 7,218	
6 環境整備費	200,000	77,747	▲ 122,253	花苗代、肥料代、資材代
7 払戻手数料	20,000	0	▲ 20,000	
8 予備費	560,177	0	▲ 560,177	
合計	2,957,977	2,063,374	▲ 894,603	

比較(▲は減) = 令和 5年度決算額 - 令和 5年度予算額

上記の会計決算を報告いたします。

令和 6年 3 月 27 日 名取市立増田中学校 父母教師会

会計

高野 麻樹

会計

小田島 典子

◇会計監査報告

上記の会計決算を監査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

令和 6年 3 月 27 日 名取市立増田中学校 父母教師会

監事

三浦 千秋

監事

大内 二ツ江

令和5年度 生徒活動奨励会計 決算報告

総収入額 3,148,915
 総支出額 1,517,507
 差引残高 1,631,408

【収入の部】

項 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額	比較	備考
1 前年度繰越金	1,271,220	1,271,220	0	前年度より
2 会員負担金	1,900,000	1,877,695	▲ 22,305	
3 PTA補助費	0	0	0	
4 雑収入	0	0	0	
合 計	3,171,220	3,148,915	▲ 22,305	

比較＝令和5年度決算額－令和5年度予算額

【支出の部】

項 目	令和5年度予算額	令和5年度決算額	比 較	備 考
1 事業部				
中体連負担金	0	0	0	
増中祭費	0	0	0	
体育的事業費	400,000	207,150	▲ 192,850	駅伝補助等
小 計	400,000	207,150	▲ 192,850	
2 助成費				
書き初め展費	25,000	7,216	▲ 17,784	市書き初め展補助
部活動費	200,000	150,000	▲ 50,000	ユニフォーム補助
小 計	225,000	157,216	▲ 67,784	
3 派遣費				
派遣費	1,500,000	756,650	▲ 743,350	
参加料・登録料	350,000	346,035	▲ 3,965	
小 計	1,850,000	1,102,685	▲ 747,315	
4 払戻手数料	10,000	0	▲ 10,000	
5 予備費	686,220	50,456	▲ 635,764	合唱コン車,茶菓子代
合 計	3,171,220	1,517,507	▲ 1,653,713	

比較＝令和5年度決算額－令和5年度予算額

上記の通り、会計決算の報告をいたします。

令和6年 3月 22 日 P奨励費会計 千葉 悠加



上記の会計決算を監査した結果、適正に処理されたことを認めます。

令和6年 3月 27日
 名取市立増田中学校父母教師会 監事 三浦 千秋
 監事 大内 二子江



令和6年度 父 母 教 師 会 活 動 方 針

名取市立増田中学校父母教師会

未曾有の大震災から13年以上が経過した今もなお、子どもたちを取り巻く社会生活や教育環境が大きく変化しています。その中で私たちは変化に対応できるPTA活動を、さらに積極的に推進していく必要があります。

そして、大切な時期を迎えている中学生をもつ保護者として、また、地域社会の一員として、私たちは会員相互の親睦と交流のもと、子どもたち一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として受け止め、子どもたちへの思いやりや他人の痛みがわかる心、善悪の判断、弱者を助ける勇気、正義感、人間として備えるべき基本的生活習慣・態度等の育成を積極的に支援し、明るく生き生きとした学校生活を過ごすことができるよう援助してまいります。

本会は、目的達成のために、次の重点課題を中心に運営してまいります。

- 1 本部，専門部，学年会，地区会活動を通じ，学校・家庭・地域の連携を密にして，子どもたちの健全育成に取り組む。
- 2 質の高い健全育成を推進するために，子どもたちの文化，教育，体育活動に援助を行う。
- 3 私たちは，PTA活動を生涯学習の一環として捉え，会員相互の親睦と交流を図る。
- 4 学校の教育施設や環境の整備に協力し，通学時を含む子どもたちの安全確保に努める。

令和6年度活動計画 (本部役員会・運営委員会・専門部会・学年委員会等活動計画)

月	日	曜	各種行事・委員会 本部役員会	運営委員会	専門部会 広報部	学年委員会			関連行事等
						1学年	2学年	3学年	
4	9 10 19 25	火 水 金 木	新入生保護者役員決め(入学式後) 本部役員会(臨時:総会準備) PTA総会 専門部会:一斉		部会(一斉)				8 始業式 9 入学式 19 授業参観・PTA総会
5	21	火	本部役員会1 18:30~ (今年度の活動について)	運営委員会1 19:00~		○学年の行事等については各 学年主任と相談の上、学年懇談 会等で確認し、記録用紙に記入 して、本部(事務長)まで提出く ださい。			7~9 修学旅行(3年) 8 自主研修(1年)
6	27	木	本部役員会2 18:30~ (安全点検について)	運営委員会2 19:00~					25~26 市中総体 3 生徒総会 14 仙台南ブロック陸上大会 21 1学期中間考査 25 仙台南ブロック水泳大会
7									2 仙台南ブロック駅伝大会 4~5 職業体験宿泊研修(2年) 10~12 フリー参観 12 学年懇談会 20 夏季休業日(8/22まで) 20~24 県中総体 24~ 三者面談
8									23 集会 実力テスト 29 増中祭
9									5~6 1学期期末考査 14~15 水泳新人大会
10	2	水	中間監査 18:00 本部役員会3 18:30~ [来年度の活動について] 役員選考委員会①	運営委員会3 19:00~	いおえ発行1				28 市都人大会 2 県駅伝大会 11 1学期終業式 17 2学期始業式 18 立会演説会 24 合唱コンクール 11~19 三者面談
11									29 2学期中間考査 4~6 フリー参観
12	10	火	役員選考委員会② 18:30~						24 冬季休業日(1/7まで)
1	9	木	役員選考委員会③ 18:30~						8 集会 30 私立入試A 31 新入生保護者説明会
2	6	木	本部役員会4 18:30~	運営委員会4 19:00~					3 私立入試B 6~7 2学期期末考査(3年) 20~21 2学期期末考査(1,2年) 26~28 フリー参観 28 学年懇談会
3	26	水	会計監査		いおえ発行2				4 公立第一次募集検査 6 3年生を送る会 8 卒業式 24 修了式 28 離任式

父母教師会会計費目とその使途について（R 6）

【収入の部】

費 目	使 途
1 繰越金	前年度の繰越金
2 会 費	会費 2, 800 円×会員数
3 事業収入	原則予算化しない。
4 雑収入	利息他

【支出の部】

費 目	使 途
1 会議費・研修費	役員会の各種懇談会出席の会費の一部補助（学校での会議等には特に茶菓子を出さない）PTAの各種大会の参加費
2 事務費	需用費 会議（総会・運営委員会・役員会・専門部会・学年会等）の資料作成費，及び事務用消耗品費
	旅費・通信費 外部での会議・研修会参加者への旅費（距離規程あり及び日当一律1,000 円），本部役員通信費，学校通信費
3 事業費	広報部費 広報紙「五百枝」作成・発行費用
	学年委員会費 各学年委員会事業補助
4 負担金	県・市P連負担金 県P連負担金・市P連負担金
	PTA安全互助会費 PTA安全互助会負担金
5 諸経費	慶弔費・表彰費 会員への弔慰金（香料・弔電），単P表彰状印刷代・記念品（筒等）代
	記念品費 卒業記念品補助（一人 1,000 円程度）
	学校活動費 式典補助（ステージ花・証書浄書代），その他学校教育活動に必要なものの補助費
6 環境整備費	校舎内外の環境整備費用
7 払戻手数料	引き落としの際の銀行等への手数料
8 予備費	生徒活動奨励会計補填等

令和 6 年度 父母教師会会計予算書

総収入額	3,055,494	円
総支出額	3,055,494	円
差引残額	0	円

【収入の部】

項 目	6 年度予算額	5 年度予算額	比較	備考
1 繰越金	918,534	428,963	489,571	前年度より繰越
2 会費	2,136,960	2,529,000	△ 392,040	2,800円×756世帯+420円×48人
3 雑収入	0	14	△ 14	利息
合 計	3,055,494	2,957,977	97,517	

比較 = 6 年度予算額 - 5 年度予算額

【支出の部】

項 目	6 年度予算額	5 年度予算額	比較	備考
1 会議費	50,000	50,000	0	研修会参加費等
2 需用費	40,000	40,000	0	事務用品費等
事務 旅費・通信費	50,000	50,000	0	研修会旅費等
小 計	90,000	90,000	0	
3 広報部費	450,000	400,000	50,000	「五百枝」発行費
生活指導部費	0	10,000	△ 10,000	
環境部費	0	55,000	△ 55,000	奉仕作業諸経費
学年委員会費	240,000	150,000	90,000	各学年×80,000円
地区委員会費	0	190,800	△ 190,800	10,000円×11地区+地区人数
小 計	690,000	805,800	△ 115,800	
4 県・市 P 連負担金	210,000	152,000	58,000	県・市 P 連負担金、市 P 会費
P 安全互助会	550,000	500,000	50,000	安全互助事業加入
小 計	760,000	652,000	108,000	
5 慶弔費・表彰費	100,000	70,000	30,000	表彰状代、香典代
記念費	300,000	260,000	40,000	卒業記念品代等
学校活動費	350,000	250,000	100,000	保健衛生費等
小 計	750,000	580,000	170,000	
6 環境整備費	200,000	200,000	0	校舎内外環境整備
7 手数料	50,000	20,000	30,000	銀行システム利用料、払戻手数料等
8 予備費	465,494	560,177	△ 94,683	
合 計	3,055,494	2,957,977	97,517	

比較 = 6 年度予算額 - 5 年度予算額

令和6年度 生徒活動奨励会計 予算

総収入額 3,521,408 円
 総支出額 3,521,408 円
 差引残高 0 円

【収入の部】

項 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比 較	備 考
1 前年度繰越金	1,631,408	1,271,220	360,188	前年度より繰越
2 会員負担金	1,890,000	1,900,000	▲ 10,000	2,500円×756人
3 雑収入	0	0	0	
合 計	3,521,408	3,171,220	350,188	

比較＝令和6年度予算額－令和5年度予算額

【支出の部】

項 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比 較	備 考
1 事業部	430,000	400,000	30,000	
体育的事業費	400,000	400,000	0	駅伝補助等
文化的事業費	30,000	0	30,000	合唱コンクール審査員旅費等
小 計	430,000	400,000	30,000	
2 助成費	525,000	225,000	300,000	
書き初め展費	25,000	25,000	0	市書き初め展補助
部活動費	500,000	200,000	300,000	ユニフォーム補助
小 計	525,000	225,000	300,000	
3 派遣費	1,900,000	1,850,000	50,000	
派遣費	1,500,000	1,500,000	0	
参加料・登録料	400,000	350,000	50,000	
小 計	1,900,000	1,850,000	50,000	
4 払戻手数料	10,000	10,000	0	
5 予備費	656,408	686,220	▲ 29,812	
合 計	3,521,408	3,171,220	350,188	

比較＝令和6年度予算額－令和5年度予算額

令和6年度 本部役員

〈敬称略〉

役職	現役員	役員候補者名
会長	^{てらしま} 寺嶋 ^{まさこ} 雅子	^{てらしま} 寺嶋 ^{まさこ} 雅子
副会長	^{あさの} 浅野 ^{みゆき} 美幸	^{あべ} 阿部 ^{みきこ} 美貴子
副会長	^{いしはら} 石原 ^{ひとみ} 瞳	^{いの} 猪野 ^{みずき} みずき
庶務	^{いの} 猪野 ^{みずき} みずき	^{おもと} 小元 ^{みか} 美佳
会計(P)	^{たかの} 高野 ^{まき} 麻樹	^{いとう} 伊藤 ^{みほ} 美穂
会計(P)	^{おだしま} 小田島 ^{のりこ} 典子	^{あべ} 阿部 ^{ひろみ} 博美
広報部長	^{ちば} 千葉 ^{あずさ} あずさ	^{さとう} 佐藤 ^{ちさと} 智砂都
生活指導部長	^{いせや} 伊瀬谷 ^{かよ} 佳代	
環境部長	^{おおとも} 大友 ^{ゆい} 唯	
監事	^{みうら} 三浦 ^{ちあき} 千秋	^{いがらし} 五十嵐 ^{ようこ} 洋子
監事	^{おおうち} 大内 ^{こずえ} こずえ	^{おだしま} 小田島 ^{のりこ} 典子
顧問	^{おかべ} 岡部 ^{てるみ} 照美	^{おかべ} 岡部 ^{てるみ} 照美

令和6年度 名取市立増田中学校父母教師会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、名取市立増田中学校父母教師会と称し、事務所を増田中学校に置く。

住所：宮城県名取市増田字柳田230 電話：022-384-2329

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深め教養を高めるとともに学校・地域と協力し、生徒が健全に成長するための環境の整備等を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 特定の政党、宗教に偏した活動は行わない。
- (2) 生徒の福祉を増進するために活動する他団体及び機関と協力するが、支配・統制、干渉は受けない。
- (3) 学校教育振興のため意見、参考資料等を提供するが、教育行政及び教職員の私的問題には干渉しない。

第2章 組織及び事業

(会員)

第4条 本会は、増田中学校生徒の保護者及び同校教職員をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、会員の資質の向上及び教養を高めるための研修
- (2) 生徒の校外生活指導、及び学習奨励援助
- (3) 学校と家庭の連絡強化、及び地域社会との緊密な連携
- (4) 教育の環境及び施設の改善促進
- (5) 生徒の体育的及び文化的活動の奨励援助
- (6) 生徒の健康及び福祉の増進
- (7) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 事務長 1名(教職員) (4) 庶務 2名(保護者)
- (5) 会計 3名(保護者) (6) 監事 2名

2 前項に規定する役員は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 前条第1項に規定する役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務長は、本会の事務を掌る。
- (4) 庶務は、事務長を補佐し、本会の事務を処理する。
- (5) 会計は、本会の予算に基づき会計を処理する。
- (6) 専門部長は、専門部を代表し、その事業の運営に当たる。
- (7) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員の選出)

第8条 会長、副会長、庶務・会計(保護者)、専門部長及び監事は役員選考委員会の推薦により、総会において承認を受けるものとする。

2 事務長及び教職員の庶務・会計は、校長が推薦し会長が総会において委嘱する。

3 第1項の役員選考委員会に関する規定は、別に定める。

(役員の任期)

第9条 第6条第1項の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 前6条第1項の役員が欠けたときは、会長は運営委員会に諮り、速やかに補充するものとする。

3 前項により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了といえども、後任者が決まるまでその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置く。

- 2 顧問は前会長とし、会長が総会に諮り委嘱するものとする。
- 3 参与は、校長とする。
- 4 顧問及び参与は、重要事項の諮問に応ずるとともに、必要に応じて本会の会議に出席し意見を述べることができる。

第3章 機関及び会議

(機 関)

第11条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会
- (5) 学年会
- (6) 地区会

(総 会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長が毎年4月に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、会員の1/3以上の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、次の事項について審議決定する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 監査結果の承認に関する事項
 - (4) 会則の改正に関する事項
 - (5) 役員の承認に関する事項
 - (6) その他本会の運営上重要な事項
- 3 総会は、会員の1/5以上の出席により成立する。
- 4 総会の議長は、出席者のうちから選出する。
- 5 総会の議事は、議事録を作成し、出席者2名の署名を受けなければならない。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、第6条第1項の本部役員及び専門部長、学年委員長をもって構成し、会長が必要に応じて開催する。

- 2 運営委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 専門部から提案された事業計画に関する事項
 - (3) 総会に付議する議案の審議及び本会の運営に必要な事項
 - (4) 特別委員会の設置、運営に関する事項
- 3 運営委員会は、構成委員である本部役員1/2以上、学年委員長1/2以上の出席により成立するものとする。
- 4 学年委員長が出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 5 運営委員会の議決は、運営委員である学年委員長及び前項4の代理者の過半数の同意を必要とする。
- 6 運営委員会の議長は、会長が出席者のうちから選出する。

(役員会)

第14条 役員会は第6条第1項の本部役員で構成し、会長が必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、本会の事業の立案及び執行について協議し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、監事の議決権はなきものとする。

(専門部会)

第15条 本会に、次の専門部を置く。

- (1) 広報部
 - イ 会報の発行及び広報に関すること
 - ロ 教育の振興についての調査研究に関すること
- 2 専門部会に関する規程は、別に定める。

(学年会)

第16条 本会に、学年の活動を促進するため、次の学年会を置く。

- (1) 1学年
- (2) 2学年
- (3) 3学年
- 2 学年会は、学年活動に必要な事項を協議し、学年委員がその任に当たる。
- 3 学年会に関する規程は、別に定める。

(地区会)

第17条 本会に、地区の活動を促進するため、次の地区会を置く。

- (1) 下増田1
- (2) 下増田2
- (3) 飯野坂
- (4) 本 町
- (5) 北 町
- (6) 上余田
- (7) 田高町東
- (8) 田高町西
- (9) 田 高
- (10) 下余田
- (11) 村 区
- 2 地区会は、地区活動に必要な事項を協議し、地区委員がその任に当たる。
- 3 地区会に関する規程は、別に定める。

第4章 会 計

(会計の設置)

第18条 本会の会計のほか、第5条第5項及び第6項の事業推進のために、生徒活動奨励会計（以下「奨励会計」という）を別に設けるものとする。

2 奨励会計に関する規程は、別に定める。

(会費等)

第19条 本会の会費（奨励会計を除く）は、一会員当たり年額 2,800 円とする。

2 奨励会計の運営に当たり、一保護者会員年額 2,500 円とする。

3 本会の会計及び奨励会計の経費は、前1・2項に規定する会費等のほか、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費等の減免)

第20条 会長は、会員に特別の事情があるときは、前条第1項及び第2項に規定する会費等について、役員会に諮り減免することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(予算の補正)

第22条 会長は、必要と認めた場合は、運営委員会に諮り予算の補正をすることができる。

(監 査)

第23条 監事は、年2回の監査を行わなければならない。

第5章 その他

(慶弔及び表彰)

第24条 本会の会員の慶弔に際しては、その意を表するため、別に慶弔に関する規程を定める。

2 本会の会員の表彰に関しては、その業績をたたえるため、別に表彰に関する規程を定める。

(旅 費)

第25条 本会の会員が本会を代表して名取市外の各種研修・会議に参加する場合、別に旅費に関する規程を定める。

(実施細則)

第26条 本会の運営上必要な実施規程は、会長が運営委員会に諮り、別に定めることができる。

- 附 則 (改正) この会則は、昭和39年4月22日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和45年4月29日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和48年4月22日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和49年4月21日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和50年4月20日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和52年4月17日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和53年4月20日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和54年4月22日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和56年4月26日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和57年4月18日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、昭和59年4月21日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、平成12年4月15日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、平成21年4月18日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、平成21年4月22日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、平成29年4月22日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、平成30年4月21日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、令和 5年4月21日から施行する。
- 附 則 (改正) この会則は、令和 6年4月19日から施行する。

役員選考委員会に関する規程

- 第1条 この規程は本会の正常な発展を期し、公正にして適正かつ民主的な手続きにより、会則第8条第1項に規定する役員を選出するため、同条第3項に基づき役員選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 委員会は、次により推薦された者「以下「候補者」という）を第1条に規定する役員の対象とする。
- (1) 会則第17条第1項に規定する各地区から推薦された者とする。
 - (2) 役員会から推薦された者、3名
- 第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。
- (1) 学年会代表 各学年委員長
 - (2) 地区会代表 各地区委員長
 - (3) 役員会代表 1名
 - (4) 教職員代表 1名
- 2 前項第1号及び第2号に規定するものが候補者となった場合は、当該副委員長がこれに代わって委員になるものとする。
- 第4条 委員会に前条の委員の互選により、正副委員長及び書記を置く。
- 2 委員長は、委員会の円滑な運営に当たるとともに、委員会を代表し選出の結果を総会に報告しなければならない。
 - 3 書記は、委員会の会務を処理する。
 - 4 顧問は、必要あるときは諮問に応ずるものとする。
- 第5条 委員会の任務は、選出の結果を総会で承認されたときをもって終了する。
- 第6条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。

専門部会に関する規程

- 第1条 この規程は、会則第15条第2項の規定に基づき、本会の専門部の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 専門部会は、会則第15条第1項各号の事業遂行のため、総会、運営委員会及び役員会において議決された事項の執行を分担する。
- 第3条 専門部会は、専門部長、地区会より選出された委員及び校長から選任された教職員をもって構成する。
- 2 専門部会は、専門部長が必要に応じて開催する。
- 第4条 専門部会は、前条第1項の委員の互選により、副部長1名及び会計1名を選出する。
- 第5条 専門部会の活動費は、本会の専門部費をもって充てる。
- 第6条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則（改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。

学年会に関する規程

- 第1条 この規程は、会則第16条第3項の規定に基づき、本会の学年会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 学年会は、学年の会員をもって構成する。
- 2 学年委員会は、学級ごとに選出された若干名の学級委員及び当該学年の教職員をもって構成する。
- 第3条 学年委員会に、次の役員を置く。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 会計 1名
- 2 前条第2項に規定する学年委員会の委員は、本会の他の役員を兼ねることはできない。
- 第4条 学年会の会議は、学年総会、学年委員会及び学級会とする。
- 第5条 委員長は、必要に応じて学年総会及び学年委員会を開催する。
- 2 学級委員は、必要に応じて学級会を開催する。
- 第6条 学年会の活動費は、本会の活動費及び学年会会員の拠出する経費をもって充てる。
- 第7条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、平成12年4月15日から施行する。

地区会に関する規程

第1条 この規程は、会則第17条第3項の規定に基づき、本会の地区会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 地区委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1～2名 (3) 会計 1名 (4) 専門部委員 1名
- (5) 監事 1～2名

2 前項に規定する地区委員は、本会の他の役員を兼ねることはできない。

第3条 地区会の会議は、地区総会、地区役員会とする。

第4条 地区総会は、地区の会員をもって構成し、年度末に委員長が開催するものとする。

第5条 地区役員会は、地区会運営の基本的事項について協議するものとする。

第6条 その他定めのない事項については、本会会則を準用し地区役員会で協議して、これを決定することができる。

2 地区会は、地区の運営に関する事項について、別に規程を定めることができる。

第7条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、平成12年4月15日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、令和6年4月19日から施行する。

慶弔に関する規程

第1条 この規程は、会則第24条第1項の規定に基づき、本会の慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程の適用資格は、会則第4条の会員とする。

第3条 この規程の運用は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 会員がPTA活動によって栄誉を受けたと認めるときは、記念品を贈るものとする。
- (2) 会員が死亡したときは、5,000円の香料と弔電を贈るものとする。
- (3) 会員の在校生徒が死亡したときは、5,000円の香料と弔電を贈るものとする。
- (4) 会員が本会の事業中の災害により死亡したときは、20,000円の弔慰金と弔電を、負傷したときは、3,000円の見舞金を贈るものとする。
- (5) 教職員の配偶者若しくは一親等親族または同居家族が死亡したときは、3,000円の香料と弔電を贈るものとする。
- (6) 会員及び在校生徒が、本会のために特に功績があったときは、記念品を贈るものとする。

2 前項に対する返礼は受けないものとする。

3 会員は、第1項に該当する事実の発生を知った場合は、速やかに事務長に連絡するものとし、事務長は、執行の旨を役員会に報告するものとする。ただし、第1項第7号に該当する場合は、役員会の承認を得たうえで執行できるものとする。

第4条 第2条で定める会員のほか、特に本会と関係のあるものに対する慶弔の必要が生じた場合は、役員会の承認を得たうえで執行できるものとする。

第5条 この規程の運用上特に必要が生じた場合は、役員会の承認を得たうえ変更して、これを執行できるものとする。

第6条 この規程に関する経費は、本会の予算から支出するものとする。

第7条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

附 則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。

表彰に関する規程

第1条 この規程は、会則第24条第2項の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定に基づく表彰は、次の各号に該当する場合とし、運営委員会の承認を得て会長が承認する。

- (1) 会員として本会の運営発展に特に功労があり、他の会員の模範となるもの
- (2) 本会の役員として、本会の発展に功労があったもの
- (3) その他本会の運営に対して、特に寄与したもの

第3条 表彰は総会において行い、表彰状を贈るとともに表彰者名簿に登載し、永くその榮譽をたたえるものとする。

第4条 この規程に関する経費は、本会の予算から支出するものとする。

第5条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

- 附 則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
- 附 則（一部改正） この規程は、平成12年4月15日から施行する。
- 附 則（一部改正） この規程は、平成21年4月18日から施行する。
- 附 則（一部改正） この規程は、平成31年4月20日から施行する。

旅費に関する規程

第1条 この規程は、会則第25条の規定に基づき、本会の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 経済産業省・資源エネルギー庁に掲載される、最新の宮城県の揮発油（レギュラーガソリン）単価に基づき、下記の通り支給を行う。

（走行距離/10km）×揮発油単価（1円未満端数切り上げ）

- 2 日当として、1,000円を支給する。

第3条 運営委員会に諮り、改廃できる。

- 附 則 この規程は、平成12年4月15日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成20年4月19日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年4月22日から施行する。

生徒活動奨励会計に関する規程

第1条 この規程は、会則第18条第2項の規程に基づき、生徒活動奨励会計（以下「奨励会計」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 奨励会計の予算措置は、学校及び父母教師会が協議のうえ、行うものとする。

第3条 会長は急を要する支出の事態が生じたときは、速やかに運営委員会に諮るものとする。

第4条 前条の「急を要する支出」とは、次に該当する場合をいう。

- (1) 部活動の各種大会、及びコンクールにおいて、県大会以上の大会に出場する際の出場者の交通費、宿泊費等
- (2) 前号の場合における必要不可欠の備品、器具等の購入費
- (3) 前2号のほか、特に支出が必要であると認められるもの

- 2 前項の支出は、他からの助成等がある場合においては、その金額を除いた額を対象とする。

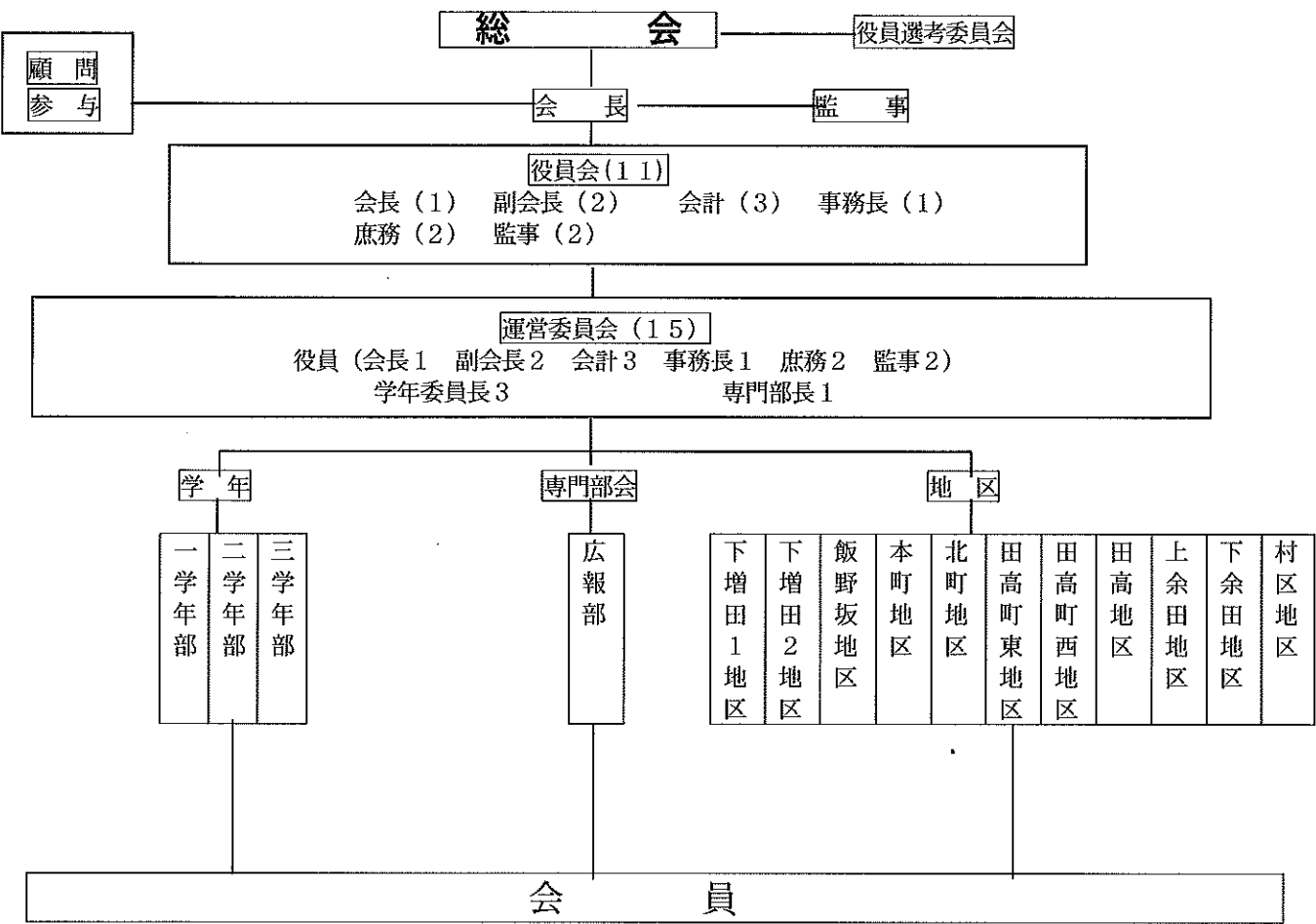
- 3 前2項の支出にあたっては、運営委員会でその支出の可否について協議し、承認を得たうえ執行するものとする。

第5条 その他この規程に定めのない事項及び運用上必要な事項については、会則を準用するものとする。

第6条 この規程は、運営委員会に諮り改廃できる。

- 附 則 1 この規程は、平成12年4月15日から施行する。
- 2 増田中学校部活動援助基金運営規程は廃止する。

父母教師会組織図



令和6年度 諸会費の納入について

諸会費の納入について、設定していただいた指定口座より振替いたしますので、下記金額の納入をお願いします。

1. 諸会費

A. 全学年共通

項 目	月別口座振替額	年 額	備 考
P T A安全互助会	420 円×1 回	420 円	P 会員欄に表記（P 会員は会費に含まれています）
P T A 会 費	1,400 円×2 回	2,800 円	世帯毎納入 ※下の学年の生徒が納入 (弟・妹)
生徒活動奨励費	1,250 円×2 回	2,500 円	
生 徒 会 費	1,750 円×2 回	3,500 円	

B. 学年別

項 目		月別口座振替額	年 額
学年費	1・2 年	800 円×2 回	1,600 円
	3 年	600 円×2 回	1,200 円
教材費	1 年	9,654 円, 8,610 円	18,264 円
	2 年	5,154 円, 7,650 円	12,804 円
	3 年	6,584 円, 11,650 円	18,234 円
卒業経費	3 年	1,000 円×2 回	2,000 円
同窓会費	3 年	450 円×2 回	900 円

※ 修学旅行費は旅行代理店に直接納入していただきます。詳細は2学年次にお知らせします。

2. 各月の振替額（手数料1件につき110円を含む）

	5 月	6 月	計	備 考
1 年	14,964 円	13,920 円	28,884 円	
	12,314 円	11,270 円	23,584 円	
2 年	10,464 円	12,960 円	23,424 円	
	7,814 円	10,310 円	18,124 円	
3 年	13,144 円	18,210 円	31,354 円	
	10,494 円	15,560 円	26,054 円	

※ 下段は、本校に弟妹がいる場合の金額です。

（P T A会費と生徒活動奨励費は、世帯単位で、下のお子さんから集金します。）

3. その他の連絡事項

(1) 振替日について

振替日は、5月20日、6月20日です。残高をご確認のうえ、未納にならないように前日まで納入願います。

(2) 残高不足で振替ができなかった場合

5月分は5月30日、6月分は7月1日に再振替を行います。前日まで、必ず指定口座に入金してください。再振替でも納入がなされない場合は、保護者の方に学校まで現金を届けていただくことになります。前日までの確実な入金をお願いします。

(3) 手数料について

1回につき110円がかかりますので、ご了承ください。

令和6年度 行事予定

名取市立増田中学校

2024/4/22

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1	月 学年始休業日(始)	水 安全点検	土	月 安全点検	木 安全点検 東北大会開始 三者面談①	日	1
2	火	木 修学旅行荷物積み込み 修学旅行出発式	日	火 仙台南ブロック駅伝大会 (岩沼市陸)	金 中学校教育課程	月 安全点検 学年部会	2
3	水 職員会議	金 憲法記念日	月 安全点検 生徒総会	水 駅伝大会予備日	土	火	3
4	木 職員会議 新入生クラス発表	土 みどりの日	火 市陸上大会練習期間開始	木 2年職業体験宿泊研修	日	水 避難訓練(水害・5校時)	4
5	金 新入生クラス発表	日 こどもの日	水 指導主事訪問	金 2年職業体験宿泊研修	月	木 1学期期末考査1日目	5
6	土	月 振替休業日	木	土	火	金 1学期期末考査2日目	6
7	日 学年始休業日(終)	火 3年修学旅行① 中総体強化期間	金	日	水 増中祭全体会②	土	7
8	月 着任披露式 1学期始業式	水 3年修学旅行② 1年自主研修	土 代表決定戦	月	木	日	8
9	火 第78回入学式 自宅学習日(在校生)	木 3年修学旅行③	日 予備日	火 2年薬物防止教室PM (仮)	金 閉庁日	月 新入大会強化期間	9
10	水 生徒写真撮影 身体計測(全学年)	金 3年生臨時休業	月 循環器検診 (1年・午後A日程)	水 マナッパ 専門委員会 フリー参観①	土 閉庁日	火	10
11	木 防災学習日 生徒会入会式 新入生部活動見学開始	土	火 スクールロイヤー いじめ予防教室(仮)	木 フリー参観② 第1回選挙管理実行委 員会	日 山の日	水 仙台地区英語唱声弁論 大会	11
12	金 1期時間割開始 専門委員会(前期最初)	日	水 マナッパ 避難訓練(地 震)	金 フリー参観③ 学年懇談会	月 閉庁日	木	12
13	土	月	木 あすなる会(増田中学校 区)午前中閉上小中①	土	火 閉庁日	金 放送による水泳激励会 (星の放送) 選挙管理委員会設置	13
14	日 市中学生海外派遣帰国 報告会(文化会館)	火	金 仙台南ブロック陸上大会 (岩沼市陸)	日	水 閉庁日	土 水泳新人大会①	14
15	月	水 マナッパ 職員会議	土	月 海の日	木 閉庁日	日 水泳新人大会②	15
16	火 開校記念日	木 歯科検診 (2-1~2-4・3年) 尿検査	日	火	金 閉庁日	月 敬老の日	16
17	水 内科検診① 全国学力状況調査(3年 質問紙)	金 専門委員会 総会資料読み合わせ 尿検査予備日	月 専門委員会	水 夏季休業日前職員打合 せ	土 全国大会開始	火 学年部会	17
18	木 全国学力学習状況調査 (3年・国・数)	土	火	木	日	水 マナッパ	18
19	金 授業参観 PTA総会 学年学級懇談会	日	水 職員会議 耳鼻科検診(1年)	金 集会	月	木 生徒会役員立候補者説 明会	19
20	土	月	木	土 夏季休業日(始) 県中総体	火 職員会議	金 市新入大会激励会	20
21	日	火 眼科検診(抽出)	金 1学期中間考査 表彰(6校時)	日 県中総体	水 就学支援委員会	土	21
22	月 飲酒運転根絶の日	水 飲酒運転根絶の日 中央委員会	土 飲酒運転根絶運動の日	月 県中総体 飲酒運転根絶運動の日	木 夏季休業日(終) 飲酒運転根絶運動の日	日 秋分の日	22
23	火 職員会議	木 歯科検診 (あおば・2-5~8・1年) 市総体・陸上・水泳激励会	日	火 県中総体 救命救急講習会 民生委員懇談会	金 2期時間割開始 集会(表彰) 実力テスト(全学年)	月 振替休日	23
24	水 内科検診② 学年部会	金	月	水 県中総体 三者面談①	土	火 飲酒運転根絶運動の日 県英語唱声・弁論大会 (パナホール)	24
25	木	土 中総体	火 仙台南ブロック水泳大会 (岩沼) 選手選考会	木 三者面談②	日	水	25
26	金 交通安全教室 部集会	日 中総体	水 県中総体理事会	金 三者面談③	月 市英語唱声弁論大会	木 職員会議	26
27	土	月 振替休業日	木	土	火	金 実力考査③(3年・④英 ⑤理)	27
28	日	火 振替休業日	金 激励会(駅伝・吹奏楽・県 中総体)	日	水 増中祭会場準備	土 新入大会 実力考査③ (3年)	28
29	月 昭和の日	水 中総体予備日	土 通信陸上大会	月 三者面談④	木 増中祭	日	29
30	火 スマホ・ケータイ安全教 室(午後)	木 中総体予備日	日 通信陸上大会	火 三者面談⑤	金	月 振替休業日	30
31		金		水 三者面談⑥	土		31
授業日数1年	15	21	20	15	6	19	
授業日数2年	16	21	20	15	6	19	
授業日数3年	16	20	20	15	6	19	

令和6年度 行事予定

名取市立増田中学校

2024/4/22

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	火 安全点検 新入職予備日 合唱強化期間(～23水)	金 みやぎ教育の日 安全点検	日	水 元日	土	土	1
2	水 県駅伝大会	土	月 安全点検 3期時間割開始 調査書等作成委員会③	木 年始の休日	日	日	2
3	木 マナッパ 専門委員会 特別支援校外学習 生徒会立候補受付開始	日 文化の日	火	金 年始の休日	月 安全点検 私立入試B (3年午前授業)	月 安全点検	3
4	金	月	水 フリー参観	土	火	火 公立一次募集検査	4
5	土 三地区大会	火	木 フリー参観	日	水	水 専門委員会	5
6	日 三地区大会予備日	水 調査書等作成委員会②	金 フリー参観	月 安全点検	木 3年2学期期末考査	木 3年生を送る会 集会 (表彰)	6
7	月	木 市教研教科部会	土	火 冬季休業日(終)	金 3年2学期期末考査 調査書等作成委員会⑤	金 同窓会入会式 卒業式総練習	7
8	火 生徒会立候補受付締切	金 生徒会引継式 推進部 会	日	水 集会 新年度準備推進部会	土	土 第78回卒業式	8
9	水 調査書等作成委員会①	土	月	木	日	日	9
10	木 避難訓練(火事)	日	火	金 実力テスト(全学年)	月	月 振替休業日	10
11	金 1学期終業式	月 三者面談①	水 専門委員会 市道形展・あすなろ展(1 1日～13日)	土	火 建国記念の日	火 みやぎ鎮魂の日 年度末業務・新年度準備 期間	11
12	土	火 三者面談②	木	日	水 マナッパ(最後) 専門委員会(3年最後)	水 職員会議 修了認定会	12
13	日	水 三者面談③ マナッパ 尚槻大学(1年)	金	月 成人の日	木	木 公立合格発表 調査書等作成委員会⑥	13
14	月 スポーツの日	木 三者面談④	土	火 新年度準備特別行事委 員会	金	金	14
15	火 秋季休業日	金 三者面談⑤	日	水 マナッパ 私立推薦入試 職員会議	土	土	15
16	水 秋季休業日	土	月	木	日	日	16
17	木 2学期始業式 実力考査④(3年)	日 市秋まつり(校庭貸与)	火	金 専門委員会	月	月	17
18	金 立会演説会・投票	月 三者面談⑥	水 調査書等作成委員会準備	土	火	火	18
19	土	火 三者面談⑦	木	日	水	水 公立二次募集	19
20	日	水 増小6訪問	金 調査書等作成委員会準備 (3年生5時間授業)	月	木 1・2年2学期期末考査 職員会議・卒業認定会	木 春分の日	20
21	月 進路説明会(文化会館)	木 職員会議	土	火	金 1・2年2学期期末考査	金 一日入学・小中連絡会	21
22	火 飲酒運転根絶運動の日	金 飲酒運転根絶運動の日 夢サポート事業PM2年	日	水 飲酒運転根絶運動の日 新年度準備全体会	土	土	22
23	水 合唱コンクール会場準備	土 勤労感謝の日	月 集会 飲酒運転根絶運動の日 調査書等作成委員会④	木	日 天皇誕生日	日	23
24	木 合唱コンクール	日	火 冬季休業日(始) 学校評価全体会	金	月 振替休日	月 飲酒運転根絶運動の日 修了式	24
25	金 東北駅伝大会	月 専門委員会	水	土	火 飲酒運転根絶運動の日	火 学年末休業日(始)	25
26	土	火	木	日	水 フリー参観	水	26
27	日	水	金	月	木 フリー参観	木	27
28	月 後期専門委員会(最初)	木	土	火	金 フリー参観・学年懇談会	金 離任式	28
29	火 心のバトンPM1年(体育館)	金 2学期中間考査	日 年末の休日	水		土	29
30	水 学年部会	土	月 年末の休日	木 私立入試A (3年午前授業)		日	30
31	木 下小6訪問		火 年末の休日	金 新入生保護者説明会		月 学年末休業日(終)	31
授業日数1年	20	20	16	17	19	15	
授業日数2年	20	20	16	17	19	15	
授業日数3年	20	20	16	17	19	6	

令和6年4月19日

会員の皆様

増田中学校父母教師会
会 長 寺嶋 雅子

宮城県PTA安全互助会の申込みと集金について

宮城県PTA連合会の事業に安全互助会事業があり、本会も加入しております。この事業は、家庭での子どもたちの負傷に対し、医療費等を給付する事業です。入会については、PTAが一括で行いますので、家庭ごとの申し込みは不要です。

なお、掛け金につきましては、下記の通りの金額を、学校集金で納入させていただきますので、ご協力ください。また、子どもが2名以上いらっしゃる場合は、お子さんの数だけの金額を納入させていただきますのでよろしくお願いします。

記

＜年会費＞ 一家庭（保護者分） 200円
生徒一人あたり 420円
※親子セットで申し込むことになります。

担 当
増田中学校父母教師会
事務長 教頭
川口 哲央 大枝 豊
TEL 022-384-2329

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

名取市教育委員会

ご入学おめでとうございます。

名取市教育委員会では名取市小・中・義務教育学校に在学する児童(生徒)の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、**4月9日(火)まで**担任に提出してください。(他の保健関係書類と一緒に)また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。(学校に給付申請をしてください。)

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は吸入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円]
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含む。)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

※負担金額は年額です。掛金は、学校徴収金として納金いただきます。

■ 共済掛金(年額)

保護者等負担額 460 円(名取市教育委員会負担額 475 円)

(き り と り)

同 意 書

名取市教育委員会 殿

名取市立増田中学校

1 年 組 生徒氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。

令和6年 月 日

保護者又は後見人氏名

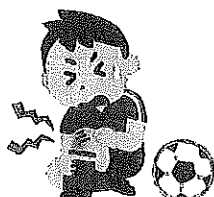
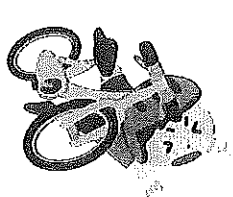
令和6年度 安全互助事業のご案内

宮城県PTA連合会

本事業は、児童・生徒の学校管理下外の生活やPTA会員の諸活動を相互扶助の精神で支援することを目的に昭和46年創設され、平成18年4月1日の法改正により、平成20年度から保険業務を保険会社に委託し事業を継続しています。令和5年度からAIG損害保険株式会社に委託しております。補償内容を下記のとおりご案内いたします。

補償の概要

児童・生徒のケガ（学校契約団体傷害保険 学校管理下外のみ）	PTA活動中の会員・児童・生徒等のケガ（PTA団体傷害保険）
- 児童・生徒が学校管理下外（※）でケガをした場合に補償します。 ※学校に登校してから下校するまでを学校管理下とし、それ以外は学校管理下外です。 詳しくは「補償概要」をご覧ください。 - 登下校中の事故によるケガも補償します。 - ケガには細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。 - 疾病は補償の対象外となります。 例）・家庭内や屋外で遊んでいて ・スポーツ少年団での運動中 ・学校の登下校中 ・PTA行事参加中	- PTA主催（共催）の行事中に被ったケガを補償。 - PTA行事への往復途上も対象となります。 - 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。 - PTA会員のほか、その学校に通学する児童・生徒、PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方も補償の対象となります。 例）・PTA主催のスポーツやレクリエーション中 ・学年PTAやPTA総会中 ・運動会のPTA種目中
PTA行事の賠償責任（PTA賠償責任保険） - PTA主催（共催）のPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 - PTA活動中に第三者から借用した物品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 例）・レクリエーション中に借用した物品の破損 ・草刈奉仕活動中に近所の塀を破損	



負担金

※全員加入方式のため要保護・準要保護学童の負担金免除はありません。

加入方法と資格

一 家 庭 620円	(学童420円 + 保護者200円) ※兄弟1人増すごとに420円加算	- 各学校の単位PTAで一括加入 - その年の4月1日から翌年の3月31日まで1年間資格を有します。 - 転出入の場合、仙台市PTA協議会との間で自動継続はできません。
教 職 員 200円		
学校支援地域ボランティア 200円	行事への参加が事前にPTAにより認められている方です。 あらかじめ人数の把握と名簿の作成が必要です。	

補償額一覧

※補償内容の詳細は、「補償概要」をご確認ください。

補償項目(対象)	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金 日額(180日限度)	手術保険金	通院保険金 日額(90日限度)
学校管理下外の児童・生徒の 傷害(ケガ)の補償 (注)入院保険金、手術保険金、 通院保険金は、事故の日からその 日を含めて7日目以降において なお、入院または通院した場合に 限り、入院または通院を開始した 日から保険金をお支払いします。	60.5万円	障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%	900円	入院中:9,000円 入院中以外:4,500円	600円
	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金 日額(180日限度)	手術保険金	通院保険金 日額(90日限度)
	360.5万円	障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%	3,000円(入院1日目から補償)+900円※	入院中:30,000円+9,000円※ 入院中以外:15,000円+4,500円※	2,000円(通院1日目から補償)+600円※
	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金 日額(180日限度)	手術保険金	通院保険金 日額(90日限度)
	300万円	障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%	3,000円(入院1日目から補償)	入院中:30,000円 入院中以外:15,000円	2,000円(通院1日目から補償)
PTA行事参加中の事故による 児童・生徒の傷害(ケガ)の補償 (注)※の部分については、学校管 理下外のPTA行事参加中の事故 の日からその日を含めて7日目以 降においてなお、入院または通院 した場合に限り、入院または通院 を開始した日から保険金をお支払 いします。	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金 日額(180日限度)	手術保険金	通院保険金 日額(90日限度)
	360.5万円	障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%	3,000円(入院1日目から補償)+900円※	入院中:30,000円+9,000円※ 入院中以外:15,000円+4,500円※	2,000円(通院1日目から補償)+600円※
	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金 日額(180日限度)	手術保険金	通院保険金 日額(90日限度)
	300万円	障害の程度によって死亡保険金額の4%~100%	3,000円(入院1日目から補償)	入院中:30,000円 入院中以外:15,000円	2,000円(通院1日目から補償)
PTA活動の遂行に伴う 損害賠償責任	対人補償	対物補償	保管物補償		
	1名1億円/1事故5億円限度(自己負担額1,000円)	1事故500万円限度(自己負担額1,000円)	1事故10万円/保険期間中500万円限度(自己負担額5,000円)		

お手続きの流れ

1

事故が発生したら、まずは **保険会社に連絡**

AIG損保

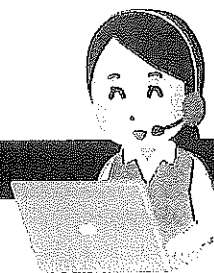
AIG損保 事故受付センター

0120-369-936 <24時間 365日>

受付の際には「宮城県PTA連合会の制度」とお伝えください。

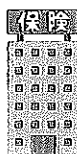
こども24時間総合保障制度にご加入されている場合は、一度にご請求手続きが可能です。

事故報告時にお申し出ください。



2

請求書類一式を送付



3

請求書類を提出



手続き完了

指定口座に支払い後、手続き完了をハガキにてお知らせいたします。

相談・連絡窓口

● 引受保険会社 AIG損害保険株式会社 仙台支店

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 3F

TEL: 022-726-7551 / FAX: 022-227-0211

● 事務取扱代理店 有限会社ビッグインシュアランス <https://biginsurance.co.jp/>

〒983-0821 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口188 岩切駅前KKビル 1F-A

TEL: 022-794-7377 / FAX: 022-794-7376

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

● 宮城県PTA連合会

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-5-1 宮城県青年会館内

TEL: 022-295-9590 (安全互助事業) / 022-295-9581 (連合会) / FAX: 022-256-0425

● 保険会社との間で問題を解決できない場合は、(一社)日本損害保険協会損保ADRセンターに解決の申し立てを行うことができます。

(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

宮城県PTA連合会のホームページもご覧ください。

安全互助事業に関する補償概要はこちら

<https://miyagi-pta.gr.jp/>

二次元コードからアクセス ▶



https://biginsurance.co.jp/pta_2024.pdf

二次元コードからアクセス ▶



★PTA安全互助事業は2023年度(令和5年度)より制度運用をAIG損害保険株式会社に委託し、「学校契約団体傷害保険」・「PTA団体傷害保険」・「PTA賠償責任保険」の3保険で対応しています。